

普通預金規定

スルガ銀行
ゆうちょ専用支店

1. 取扱店の範囲

この預金は、インターネットに接続できるパーソナルコンピューターなどの端末機、通信端末機、電話、郵便あるいは宅配便等を通じて当店と取引ができます。

2. 振込金の受け入れ

- (1)この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。また、ゆうちょ銀行から当社が設置した端末設備を通じて、当社の振替口座に振替金の受け入れがあり、かつ、当該振替の請求をした加入者の氏名および口座受入金額ならびに通信文(加入者が指定する預金口座の開設された当社国内本支店の名称、当該口座の預金の種類および口座番号を通知するものをいいます。)の通知があり、当該通信文においてこの預金口座が指定された場合には、振替金の額に相当する金額をもって預金として受け入れます。
- (2)この預金口座への振り込みについて、振込通知の発信金融機関(ゆうちょ銀行を含みます。)から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

3. 預金の払い戻し

- (1)現金自動預入支払機(ATM)により現金の払い戻しをおこなうことができます。また、パソコンおよび携帯電話等通信端末機(インターネット/モバイルバンキング)により、取引ができます。
- (2)前項の払い戻しの手続きに加え、当該預金の払い戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払い戻しを行いません。
- (3)この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続きをしてください。
- (4)同日に数件の支払いをする場合に、その総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

4. 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当社所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

5. 届出事項の変更、キャッシュカードの再発行等

- (1)このキャッシュカードや印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面等によって当店に届け出てください。
- (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3)このキャッシュカードまたは印章を失った場合のこの預金の払い戻し、解約またはキャッシュカードの再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

7. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2)当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

8. 解約等

(1)カード受領前の解約

新規口座開設時において、お客さまが当社に届け出た住所にあててカードを発送したにもかかわらず、このカードが受領されず当社に返送された場合、お客さまの当社に対する口座開設の申し込みは撤回されたものとみなします。

(2)カード受領後の解約

この預金口座を解約する場合には、インターネットバンキング／モバイルバンキング取引または電話により当店に申し出てください。本人確認が完了したものに限り所定の手続きを行い、この取引を終了するものとします。

- (3)次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。

②この預金の預金者が前条第1項に違反した場合。

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

- (4)この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (5)この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

9. 成年後見等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5)前4項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (6)本規定は、他の取引にも準用します。

10. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1)この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当社所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合に、当該債務に預金者自身の当社に対する債務と第三者の当社に対する債務の保証債務が存在する場合には、最初に保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當します。
 - ③ 第 1 号による指定により、債券保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第 1 項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。
- また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
- ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上
(2014年1月)